３月臨時教育委員会

新旧対照表

（令和７年３月２７日）

議案

第３０号　丹波篠山市立田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について　（田園交響ホール）・・・１頁

丹波篠山市立田園交響ホールの設置及び管理に関する条例施行規則　新旧対照表

現行

（附属設備の使用料の額）

第１０条　使用者は、交響ホールの附属設備を利用しようとするときは、別表第１に定める附属設備使用料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。

２　使用料の計算方法は、別表第２のとおりとする。

３　楽屋Ａを使用する場合における使用料は、前項の規定にかかわらず、午前、午後及び夜間をそれぞれ１区分として計算する。ただし、使用時間を超過した場合は、超過時間３０分につき使用料の１００分の１５を加算した額とする。

別表第１（第１０条関係）

田園交響ホール附属設備使用料

区分	設備品名	単位	１区分の使用料
（略）	（略）	（略）	（略）
楽屋Ａ（単独で使用する場合のみ）	午前（9時～１２時）	１室	１，２００
	午後（１３時～１７時）	１室	１，６００
	夜間（１８時～２２時）	１室	１，８００

改正案

（附属設備の使用料の額）

第１０条　使用者は、交響ホールの附属設備を利用しようとするときは、別表第１に定める附属設備使用料（消費税相当額を含む。）を納付しなければならない。

２　使用料の計算方法は、別表第２のとおりとする。

３　楽屋Ａ又は楽屋Ｂを使用する場合における使用料は、前項の規定にかかわらず、午前、午後及び夜間をそれぞれ１区分として計算する。ただし、使用時間を超過した場合は、超過時間３０分につき使用料の１００分の１５を加算した額とする。

別表第１（第１０条関係）

田園交響ホール附属設備使用料

区分	設備品名	単位	１区分の使用料
（略）	（略）	（略）	（略）
楽屋Ａ（単独で使用する場合のみ）	午前（9時～１２時）	１室	１，２００
	午後（１３時～１７時）	１室	１，６００
	夜間（１８時～２２時）	１室	１，８００
楽屋Ｂ（単独で使用する場合のみ）	午前（9時～１２時）	１室	８００
	午後（１３時～１７時）	１室	１，０００
	夜間（１８時～２２時）	１室	１，１００